

集団予防接種等における医学的知見と行政の対応

	医学的知見	行政の対応
昭和23年7月		予防接種法(昭和23年法律第68号)施行
遅くとも 昭和23年	欧米諸国においては、「血清肝炎が人間の血液内に存在するウィルスにより感染する病気であること、感染しても黄だんを発症しない持続感染者が存在すること、注射をする際、注射針のみならず注射筒を連続使用する場合にもウィルスが感染する危険があることについて、医学的知見が確立していた」	
昭和23年11月		厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ ジフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。
昭和24年10月		厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。
昭和25年2月		厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。 注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。
昭和26年4月		結核予防法(昭和26年法律第96号)施行
遅くとも 昭和26年	我が国においても、「血清肝炎が人間の血液内に存在するウィルスにより感染する病気であり、黄だんを発症しない保菌者が存在すること、注射の際に、注射針のみならず注射筒を連続使用した場合にもウィルス感染が生じる危険性があることについて、医学的知見が形成されていた」	
昭和28年	「WHO肝炎専門委員会は、「肝炎に関する第一報告書」を発表し、(略)「血清肝炎は、輸血や感染した血液成分の注入によって伝染するのみでなく、連続使用の皮下注射針又は注射筒に残る血液の偶発的注入によつても起こることが明らかになった。(略)短時間に何千人にも注射する一斉予防接種には、特別の問題がある。」と警告した」	
昭和28年5月		厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。
昭和33年9月		予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号) ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。
昭和34年1月		「予防接種の実施方法について」(昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知) ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。
昭和45年	肝炎ウィルスの検査方法が確立	
昭和48年	B型肝炎ウィルス発見	
昭和51年9月		「予防接種の実施について」(昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知) ：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具はディスプレイのものを使用して差し支えないと指導。
昭和61年		「B型肝炎母子感染防止事業の実施について」(昭和60年5月17日児発第431号厚生省児童家庭局長通知) ：母子感染防止事業の実施
昭和63年1月		「予防接種等の接種器具の取扱いについて」(昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知) ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。